# 会長談話 今こそ再審法の改正を

## 1 時間がかかりすぎる現在の再審制度

今年、無罪を訴え続けてきた袴田巌氏に対して、静岡地裁による再審開始決定が確定し、再審公判手続が開始されることになりました。しかし、事件発生から再審公判開始決定までに、57年という歳月がかかっています。

再審手続は、誤判により有罪の確定判決を受けた無実の人を救うための最後の 手段です。無実の人に対する救済は、一刻も早く行われる必要があるにもかか わらず、ここまで長い時間がかかっていることから、現行の再審制度に不備が あることは明らかです。

刑事訴訟法が昭和24年に制定されて以降、ほぼ手つかずのままになっている 再審に関する条文の改正を実現するには、この袴田事件について、再審公判が 開始される今をおいて他にはありません。

### 2 改正を要する主な事項

### (1) 証拠開示の義務化

確定審段階では検察官から提出されていなかった証拠が裁判所の訴訟指揮等により開示されたことで再審無罪となったえん罪事件は、松川事件、東電女性 社員殺害事件、松橋事件、湖東記念病院事件など多数あります。

しかし、現在の手続においては、捜査機関に対し、証拠の開示を義務付ける 条文がないことはもちろん、開示に関する規定さえありません。裁判官の訴訟 指揮に依拠した場合には、担当する裁判体ごとに「再審格差」が生じるととも に、義務でない以上、検察官が開示に従うとの保証がありません。

したがって、検察官に対して証拠の開示を義務付ける条文を新たに設ける必要があります。

#### (2) 再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止

現行法は、再審の開始を判断する再審請求手続において検察官抗告を認めています。そのため、地方裁判所で再審開始決定が出ても、検察官の不服申立てがあると、高等裁判所、最高裁判所と、再審を開始するか否かについての審理が続き、無実の罪の人の救済があまりにも長期化する事態となっています。

検察官に有罪であるとの確信があるのなら、再審公判で有罪を立証すればいいだけなのに、現行法は、その前の段階の再審開始決定に対する不服申立てを認めているのです。

日本の再審法のルーツであるドイツでは、半世紀も前に再審開始決定に対する検察官の不服申立てを法で禁止しているにもかかわらずです。

今回袴田事件については検察が特別抗告を諦めましたが、袴田事件よりもひと月前に再審開始決定が出ていた日野町事件は、決定に対して検察が特別抗告をしました。そのため、これからも再審公判を開始すべきかについての争いが続き、無罪判決が下されるには、さらに長い年月がかかることになります。

したがって、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止する必要があります。

## 3 長崎県弁護士会の取り組み

このような再審法の不備を見直し、あるべき再審法へ改正するには、多くの方の関心と理解が必要です。当会ではこれまでにも、「大崎事件第三次再審請求棄却決定に抗議する声明」、「大崎事件第4次再審請求棄却決定に抗議する声明」、「袴田事件第2次再審請求差戻し後即時抗告審決定に関する声明」などの再審に関する会長声明を発出してきました。そして、広く一般市民の方も対象として、2023年(令和5年)3月20日に、再審法改正シンポジウム「無実の罪?えん罪被害者って何?」を開催しました。

シンポジウムには、鹿児島県で起きた大崎事件の再審弁護団の事務局長かつ 日弁連再審法改正実現本部本部長代行の鴨志田祐美弁護士と、湖東記念病院事件のえん罪被害者で再審無罪が確定した西山美香氏にお越しいただきました。 お二人から経験に基づく様々なお話をお聞きすることにより、再審法改正の必要性についての理解を深めることができました。今、多くのメディアでも再審法の問題点について取り上げられるなど、再審法改正についての機運が高まっています。当会においても、政府及び国会に対して、「再審請求手続における証拠開示の法制化」、「再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止」を含む刑事訴訟法の再審に関する条文を直ちに改正するよう、強く求めていく所存です。

2023年(令和5年)5月30日

長崎県弁護士会 会長 山 下 肇